

美里町

障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

令和3年3月

美 里 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の策定体制	1
4. 計画の期間	2
5. 令和5年度の目標値	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
(3) 地域生活支援拠点等の整備	3
(4) 福祉施設から一般就労への移行	4
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	5
(6) 相談支援体制の充実・強化等	6
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	7

第2章 第5期の評価と第6期（2期）サービス見込量

1. 自立支援給付のサービスと見込量	7
(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス	9
(2) 通所施設等日中活動系サービス	10
(3) 居住系サービス	13
(4) 相談支援	14
(5) 自立支援医療	14
(6) 補装具	14
2. 地域支援事業のサービスと見込量	15
(1) 市町村における必須事業のサービスの種類及び内容	15
(2) 本町で実施する事業のサービスの種類と見込量	18
(3) その他の在宅福祉サービスの内容と見込量	19

3. 障害児支援事業のサービスと見込量	20
(1) 障害児通所支援	20
(2) 障害児相談支援	22
4. その他の活動指標と数値目標	22
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
(2) 相談支援の充実・強化等	23
(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	23
(4) 発達障害児・家族等への支援	24

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

美里町では、平成30年3月に「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」の基本理念のもと、平成30年から令和5年までの6年間の基本計画となる「第3期美里町障害者計画」を策定しました。また、併せて「第5期美里町障害福祉計画・第1期美里町障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

このたび、「第5期美里町障害福祉計画・第1期美里町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の基本指針等を踏まえ、新たに「第6期美里町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本町における「障害者計画」は、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」、「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」と位置づけ、本計画を策定します。

また、本計画は、本町の町運営における基本的な計画である「美里町総合振興計画」、「地域福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図るとともに、障害者基本法の理念や国及び埼玉県などの上位計画を踏まえ策定します。

3. 計画の策定体制

町民からの障害者福祉に関する意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

- 実施時期 令和3年2月1日～令和3年3月2日
- 実施方法 美里町役場等での閲覧及び町のホームページで計画素案を公表し、郵送・メール・FAX等で意見を募集

4. 計画の期間

本計画は令和3年度から令和5年度までの3年を1期とし計画期間とします。

なお、令和5年度に「第3期美里町障害者計画」が終期を迎えることから、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に見直します。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
美里町 障害者計画	第3期障害者計画						第4期障害者計画 (予定)		
美里町 障害福祉計画	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画 (予定)			
美里町 障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画 (予定)			

※本計画中の「児玉郡市」とは、本庄市、美里町、神川町及び上里町の1市3町をいう。

5. 令和5年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を推進するため、令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行できるよう家族や地域関係者の理解を得ながら、地域生活への移行を進めます。

項目	数値	考え方
①令和元年度末時点の入所者数	13人	
令和5年度末の地域生活移行者数	2人	
令和5年度末の地域生活の移行割合	15.4%	①の6%以上が地域移行すると見込む

■国の基本方針

令和元年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。引き続き、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討し、重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

項目	目標	考え方
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1箇所	令和5年度末までに設置

■国の基本方針

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を別に定める推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院3か月時点の退院率については、69%以上及び入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については、92%以上とすることを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化や障害者の高齢化にともなう「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活していけるよう、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門

的人員の確保、地域の体制づくり等)を整えていく必要があります。引き続き児玉郡市において、地域生活支援拠点の整備について協議していきます。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和5年度末までに児玉郡市で設置
運用状況の検証・検討実施回数	1回	

■国の基本方針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として、児玉郡市障がい者就労支援センターや各関係機関との連携を密にし、障害者の就労支援等の充実を図り一般就労へと繋げていきます。

項目	数値	考え方
①令和元年度一般就労移行者数	1人	
②令和5年度一般就労移行者数	4人	①の1.27倍以上を見込む
③(うち就労移行支援事業) 令和元年度一般就労移行者数	1人	
(うち就労移行支援事業) 令和5年度一般就労移行者数	2人	③の1.30倍以上を見込む
④(うち就労継続支援A型) 令和元年度一般就労移行者数	0人	
(うち就労継続支援A型) 令和5年度一般就労移行者数	1人	④の1.26倍以上を見込む
⑤(うち就労継続支援B型) 令和元年度一般就労移行者数	0人	
(うち就労継続支援B型) 令和5年度一般就労移行者数	1人	⑤の1.23倍以上を見込む
令和5年度時点の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	75.0%	②のうち就労定着支援事業利用者の割合7割以上を見込む
令和5年度末時点の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	75.0%	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合7割以上を見込む

■国の基本方針

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

- 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを設置し、重層的な地域支援体制の構築を目指します。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図るため、コーディネーターの設置を検討します。

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末までに児玉郡市で設置
保育所等訪問支援の体制の構築	実施	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1箇所	(設置有)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	(設置有)
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	1箇所	(設置有)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実施	令和5年度末までに児玉郡市で実施

■国の基本方針

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

児玉郡市障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心として、地域における相談支援の強化充実を図るとともに、専門的な相談支援を実施できるよう相談支援体制の構築に努めます。また、基幹相談支援センターの設置及び相談事業の強化等については、引き続き児玉郡市で検討します。

項目	目標	考え方
専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有	令和5年度末までに児玉郡市で体制を確保

■国の基本方針

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

児玉郡市自立支援協議会を活用し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等について情報の共有を図るとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制整備について検討していきます。

項目	目標	考え方
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	
障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	令和5年度末までに体制を構築

■国の基本方針

- ・令和5年度末までに市町村において障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

第2章 第5期の評価と第6期（第2期）サービス見込量

令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として各年度における見込量を設定します。

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○自立訓練【機能訓練・生活訓練】 ○就労移行支援 ○就労継続支援【A型・B型】 ○療養介護 ○就労定着支援 ○短期入所（ショートステイ）【福祉型・医療型】
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援 ○自立生活援助
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○福祉型児童入所支援 ○医療型児童入所支援 ○障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○理解の促進・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○基幹型相談支援センター事業 ○基幹型相談支援センター等機能強化事業 ○住宅入居等支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター機能強化事業 【任意事業】 ◎日中一時支援事業 ◎スポーツ・レクリエーション教室開催事業
----------	---

1. 自立支援給付のサービス見込量

(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

サービス見込量については、居宅介護利用者を基礎として、平成30年度及び令和元年度の実績をもとに設定しました。在宅生活を支援するために、事業所との連携を図りながら、日常生活上の困難さを少しでも軽くできるよう努めます。

① 居宅介護（介護給付）

居宅において、入浴、排せつまたは食事の介護などの援助を行います。

② 重度訪問介護（介護給付）

重度の障害者で常に介護を必要とする人に居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理や洗濯などの家事援助、外出時の移動中の介護などを総合的にを行います。

③ 同行援護（介護給付）

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護など必要な援助を行います。

④ 行動援護（介護給付）

知的または精神障害により常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するための援護や、外出時の介護など行動に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援（介護給付）

重度の障害者等で常に介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの実績と見込

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	計 画	利用者 (人/月)	9	11	13	8	10	12
		量 (時間/月)	117	143	169	212	254	296
同行援護 重度障害者等包 括支援	実 績	利用者 (人/月)	4	6	6	-	-	-
		量 (時間/月)	60	167	170	-	-	-

（2）通所施設等日中活動系サービス

サービス見込量については、平成30年度及び令和元年度の実績をもとに、設定しました。サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズに合った日中活動の機会の提供に努めます。

また、児玉郡市障がい者就労支援センター等との連携をさらに密にすることにより、就労支援と雇用推進に努めます。

① 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動または生産活動の機会の提供などを行います。

② 自立訓練（訓練等給付）

◇機能訓練

身体障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練等を行います。

◇生活訓練

知的障害者または精神障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力向上のための訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。

③ 就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（訓練等給付）

◇A型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

◇B型

一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に一定の賃金水準の下で、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。雇用契約は必要としません。

⑤ 療養介護（介護給付）

医療を要する障害者で常時介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護などを行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）【福祉型・医療型】（介護給付）

自宅で介護する人が病気などで介護が出来ない場合、短期間、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

⑦ 就労定着支援

一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援を行います。

■短期入所・日中活動系サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	利用者 (人/月)	35	37	39	34	36	38
		量 (人日/月)	665	703	741	680	720	760
	実績	利用者 (人/月)	30	31	32	—	—	—
		量 (人日/月)	597	621	643	—	—	—
自立支援 (機能訓練)	計画	利用者 (人/月)	0	1	1	1	1	1
		量 (人日/月)	0	22	22	22	22	22
	実績	利用者 (人/月)	1	0	0	—	—	—
		量 (人日/月)	10	0	0	—	—	—
自立支援 (生活訓練)	計画	利用者 (人/月)	0	1	1	0	0	1
		量 (人日/月)	0	22	22	0	0	22
	実績	利用者 (人/月)	0	0	0	—	—	—
		量 (人日/月)	0	0	0	—	—	—
就労移行支援	計画	利用者 (人/月)	2	3	4	4	5	5
		量 (人日/月)	26	39	52	80	100	100
	実績	利用者 (人/月)	3	3	4	—	—	—
		量 (人日/月)	38	57	80	—	—	—

第2章 第5期の評価と第6期（第2期）のサービス見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	計画	利用者 (人/月)	1	2	2	1	1	1
		量 (人日/月)	22	44	44	22	22	22
	実績	利用者 (人/月)	1	1	1	—	—	—
		量 (人日/月)	22	22	22	—	—	—
就労継続支援 (B型)	計画	利用者 (人/月)	26	28	30	31	33	35
		量 (人日/月)	468	504	540	558	594	630
	実績	利用者 (人/月)	23	27	29	—	—	—
		量 (人日/月)	428	506	554	—	—	—
療養介護	計画	利用者 (人/月)	2	2	2	2	2	2
	実績	利用者 (人/月)	2	2	2	—	—	—
就労定着支援	計画	利用者 (人/月)	0	1	1	2	2	2
	実績	利用者 (人/月)	0	0	1	—	—	—
短期入所(福祉型)	計画	利用者 (人/月)	7	8	8	5	6	7
		量 (人日/月)	105	120	135	75	90	105
	実績	利用者 (人/月)	62	41	60	—	—	—
		量 (人日/月)	4	4	4	—	—	—
短期入所(医療型)	計画	利用者 (人/月)	0	0	0	0	0	0
		量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者 (人/月)	0	0	0	—	—	—
		量 (人日/月)	0	0	0	—	—	—

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用は、平成30年度及び令和元年度の実績をもとに、地域における居住の場としてのグループホームの需要の拡大を見込み、設定しました。単身での生活が困難である人にとって、住まいの確保は地域での自立した生活を目指す上で重要です。引き続き、事業所との連携を図ります。

① 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活のサービスを支援します。

③ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う事業です。

■居住系サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	利用者 (人/月)	17	18	19	20	22	24
	実績	利用者 (人/月)	17	18	18	—	—	—
施設入所支援	計画	利用者 (人/月)	13	13	14	13	14	15
	実績	利用者 (人/月)	13	13	13	—	—	—
自立生活援助	計画	利用者 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	実績	利用者 (人/月)	0	0	0	—	—	—

(4) 相談支援

相談支援については、平成30年度及び令和元年度の実績もとに見込み、設定しました。計画相談支援は障害福祉サービス等の利用者全員が対象となっていることから、福祉サービス利用者の増加に伴い今後も利用が伸びるものと予想されますので、引き続き事業所との連携を図りながら、支援に努めます。

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象とし、サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院に向けて、支援を要する者に対し、地域における生活に移行するための支援を行います。

③ 地域定着支援

一人暮らしの障害者などを対象に、連絡体制を確保し、緊急事態等に対応します。

■相談支援の実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	利用者（人）	120	132	144	60	65	70
	実績	利用者（人）	47	52	57	—	—	—
地域移行支援	計画	利用者（人）	0	0	0	0	0	1
	実績	利用者（人）	0	0	0	—	—	—
地域定着支援	計画	利用者（人）	0	0	0	0	0	1
	実績	利用者（人）	0	0	0	—	—	—

(5) 自立支援医療

自立支援医療は指定医療機関による診察、治療、手術などの医療費を軽減する医療制度です。原則1割の自己負担が生じますが、所得や障害の程度に応じて、月当たりの負担額に上限が設定されています。

更生医療・育成医療・精神通院医療があります。これらの負担軽減の制度の周知に力を入れ、円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

(6) 補装具

障害者が身体機能を補完・代替し、日常生活、または職業の能率の向上を図るものです。引き続き制度の周知と利用を促進し、適正な給付に努めます。

■障害種別補装具一覧

障害種別	種 目
肢体不自由	義肢（義手・義足）・装具（上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具）・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（一本杖を除く）・重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡(遮光・弱視)
聴覚障害	補聴器
身体障害児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便保持具

2. 地域支援事業のサービスと見込量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を効果的・効率的に実施し、障害者の地域における自立と社会参画を促進するために行われます。また、地域生活支援事業には、（１）市町村において必ず実施しなければならない事業（必須事項）と、（２）町の状況に応じて柔軟に実施する事業から構成されています。

今後も利用者のニーズに柔軟に対応し、障害者が安心して地域で暮らせる地域生活支援事業の充実を図ります。

（１）市町村における必須事業のサービスの種類及び内容

① 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害者等への理解を深めるために研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

② 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

障害者の福祉に関する様々な問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害等の権利擁護のために必要な援助（相談支援）を行います。

- ・ 障害者相談支援事業（児玉郡市共同事業として実施）
- ・ 基幹相談支援センター（児玉郡市での共同設置を検討）
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業（児玉郡市共同事業として実施）

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用が有効であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

- ・手話通訳者派遣事業（児玉郡市共同事業として実施）
- ・要約筆記者派遣事業（埼玉県聴覚障害者福祉会へ委託）

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与または住宅改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。（児玉郡市共同事業として実施）

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

⑩ 地域活動支援センター事業

障害者に、創作的活動または生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進・地域生活支援の促進を図ります。（児玉郡市共同事業として実施）

※障害者相談支援事業所の実施主体

【身体】障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人友愛会）

【知的】障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人梨花の里）

【精神】障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人美里会）

■サービスごとの実績・見込量（必須事業）

（年間）

事業名	区分	実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	0	0	1
(2) 自発的活動支援事業	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	0	0	1
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
② 基幹相談支援センター	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	0	0	1
③ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有「1」 実施無「0」	1	1	1	1	1	1
④ 住宅入居等支援事業	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	0	0	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	(件)	0	1	1	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	0	0	1
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件)	123	114	120	111	123	136
② 手話通訳者設置事業	実施有「1」 実施無「0」	0	0	0	検討	検討	検討
(7) 日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載。							
① 介護・訓練支援用具	(件)	0	2	0	2	2	3
② 自立生活支援用具	(件)	4	4	0	4	4	5
③ 在宅療養等支援用具	(件)	0	1	0	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	(件)	1	0	0	2	2	3
⑤ 排泄管理支援用具	(件)	228	234	216	230	235	240
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件)	1	1	0	1	1	2
(8) 手話奉仕員養成研修事業	(人)	1	1	1	1	1	1
(9) 移動支援事業 ※ 「実利用箇所数」欄に実利用者数、「実利用者数」欄に延べ利用時間数を記載。	実施箇所数 実利用者数	6 697	6 745	5 750	6 750	7 875	8 1,000
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	5	5	5	5	5	5

（2）本町で実施する事業のサービスの種類と見込量

① 日中一時支援事業

障害者に対し、日中活動の場を提供・見守りすることにより、家族の就労支援及び介護している家族の負担軽減を図ります。

② 身体障害者自動車改造費補助事業

自らが運転できるように自動車を改造しようとする身体障害者に対し補助金を交付し、社会参加と就労支援を促進します。

③ 障害者自動車運転免許取得費補助事業

運転免許を取得しようとする身体障害者に対し、補助金を交付し、自立を促進します。

■本町独自サービスの実績と見込量

(人)

事業名	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	3	3	3	3	4	5
身体障害者自動車改造費補助事業	2	1	0	1	2	2
障害者運転免許取得費補助事業	1	0	0	1	2	2

（3）その他の在宅福祉サービスの内容と見込量

本町では、障害者の重度化・重複化への対応や、障害者の地域での自立した生活を支援するため、今後も関係機関と連携を図りながら、障害者個人のニーズや障害の程度に応じたサービスを提供します。

① 在宅重度心身障害者手当事業

在宅で一定条件を満たした重度心身障害者に手当を支給します。

② 障害児・者生活サポート事業

一時送迎・外出援助・一時預かりなどのサービスを行います。

③ 自動車等燃料費補助事業

重度心身障害者や知的障害者を支援する家族が運転する自動車・バイクの運行に伴う燃料費の一部を助成します。

- ④ 福祉タクシー利用料補助事業
タクシー初乗り料金分の補助券を交付します。
- ⑤ 重度心身障害者医療費助成事業
重度心身障害者の保険診療の自己負担分を助成します。
- ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒事業
在宅で寝具類の衛生管理が困難な方の布団の洗濯乾燥を行います。

■その他の在宅福祉サービスの実績と見込量

事業名	単位	実績		見込	計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅重度心身障害者手当	延べ件数	1,253	1,273	1,159	1,097	1,062	1,027
	延べ利用者数	108	103	100	93	90	87
障害児・者生活サポート事業	延べ件数	67	72	74	80	80	90
	延べ利用者数	8	7	7	7	7	8
自動車等燃料費補助事業	延べ件数	760	768	636	720	720	720
	延べ利用者数	73	75	68	72	72	72
福祉タクシー利用料補助事業	延べ件数	291	274	216	231	218	205
	延べ利用者数	39	41	37	35	33	31
重度心身障害者医療費助成事業	延べ件数	7,754	7,687	6,732	6,905	6,628	6,350
	延べ利用者数	307	288	285	274	263	252
寝具洗濯乾燥消毒事業	延べ件数	16	16	22	20	20	20
	延べ利用者数	4	4	6	5	5	5

3. 障害児支援事業のサービスと見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童発達支援・医療型児童発達支援障害児等に、日常における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練を行います。医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

② 放課後等デイサービス

就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

⑤ 障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

⑥ 医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

■障害児通所支援サービスの実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	利用者(人/月)	1	1	1	1	2	2
		量(日/月)	5	5	5	4	8	8
	実績	利用者(人/月)	0	0	1	—	—	—
		量(日/月)	0	0	1	—	—	—
医療型児童発達支援	計画	利用者(人/月)	0	0	0	0	0	0
		量(日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	利用者(人/月)	0	0	0	—	—	—
		量(日/月)	0	0	0	—	—	—
放課後等デイサービス	計画	利用者(人/月)	7	8	9	13	14	15
		量(日/月)	140	155	170	221	238	255
	実績	利用者(人/月)	9	10	12	—	—	—
		量(日/月)	140	164	182	—	—	—
保育所等訪問支援	計画	利用者(人/月)	0	0	1	1	1	1
		利用者(人/月)	—	—	—	1	1	1
	実績	利用者(人/月)	0	1	1	—	—	—
		利用者(人/月)	0	1	1	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者(人/月)	0	0	1	0	0	0
		利用者(人/月)	—	—	—	0	0	0
	実績	利用者(人/月)	0	0	0	—	—	—
		利用者(人/月)	0	0	0	—	—	—
障害児相談支援	計画	人	1	2	3	2	2	3
	実績	人	1	1	1	—	—	—
医療的ケア児に対するコーディネーターの設置	計画	人				0	0	1
	実績	人				—	—	—

(2) 障害児相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価と計画の見直し等を行います。

■障害児相談支援の実績と見込量

サービス名	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画	利用者(人)	1	2	3	2	2	3
	実績	利用者(人)	1	1	1	—	—	—

4. その他の活動指標と数値目標

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討し、重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

種類	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	計画	回				1	1	1
	実績	回				—	—	—
協議の場への関係者の参加者数	計画	人				10	10	10
	実績	人				—	—	—

(2) 相談支援の充実・強化等【新規】

相談者からの多様なニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援体制を整備し、相談支援の充実及び強化を図ります

種類	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	計画					無	無	有
	実績					—	—	—
相談支援事業者に対する指導・助言件数	計画	件				0	0	1
	実績	件				—	—	—
人材育成の支援件数	計画	件				1	1	2
	実績	件				—	—	—
連携強化の取組実施回数	計画	件				2	2	2
	実績	件				—	—	—

(3) 障害者福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】

職員等が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県が実施する研修へ参加し、障害者が真に必要とするサービスの把握に努め、質の高い専門的な障害福祉サービス等の提供を図ります。

種類	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数	計画	回				1	1	1
	実績	回				—	—	—

（4）発達障害児・家族等への支援【新規】

発達障害児の家族（保護者等）が発達障害の行動特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制に取り組みます。

種類	区分	単位	実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数	計画	利用者(人)				0	1	1
	実績	利用者(人)				-	-	-
ペアレントメンターの人数	計画	利用者(人)				0	0	1
	実績	利用者(人)				-	-	-
ピアサポート活動への参加者	計画	利用者(人)				0	0	1
	実績	利用者(人)				-	-	-

【ペアレントメンター】

自らが発達障害の子育てを経験し、一定の相談支援に関するトレーニングを受けた親。同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行う。

【ピアサポート活動】

発達障害児やその保護者同士が、同じ仲間として互いに悩みを共有したり、情報交換などができる交流活動。

美里町
障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

発行 : 令和3年3月
発行者 : 美里町
編集 : 美里町 住民福祉課
〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
電話 0495-76-5132
FAX 0495-76-0909
<http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>
